

更新講習の受講免除の認定申請及び修了確認期限の延期申請について

1. 受講免除の認定

更新講習の受講が免除される方

更新講習の受講義務のある現職教員で、当該年度に修了確認期限を迎える以下の者については、修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請を行うことにより、更新講習の受講が免除される。

(1) 教員を指導する立場にある者

○ 校長等の職にある者

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者（免除認定の申請時点でこれらの職にあることが必要）

※ 上記の職にあっても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されない。

○ 指導主事、社会教育主事その他の教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

○ 免許状更新講習の講師

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に免許状更新講習の講師となった者

○ 国若しくは地方公共団体の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは文部科学大臣が規定する独立行政法人の役員若しくは職員で、免許管理者が教員を指導する立場にある者と同等以上の知識技能を有すると認めた者

(2) 優秀教員表彰受賞者

文部科学大臣、都道府県又は指定都市教育委員会等が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであって免許管理者が指定するものを受賞した者。

これにより免許管理者から免除対象者として認められる場合には、当該表彰を受けた日が修了確認期限までの10年の期間内であることが必要である。

なお、表彰には、部活動での競技成績のみに基づく表彰、永年勤続表彰のように、その者の知識技能にかかわりなく、ほぼすべての対象者に対して行われる表彰などは対象にならない。

※ 受賞しても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されない。

免除対象者でも、免許管理者に免除認定の申請をしなかった場合若しくは講習を修了しなかった場合、修了確認期限経過後は免許状が失効する。

2. 修了確認期限の延期

修了確認期限の延期ができる方

更新講習の受講義務がある現職教員で、以下に該当する者は、修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請を行うことにより、修了確認期限の延期ができる。延期が認められる場合は以下のとおりである。

- (1) 教員公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合
※公立学校の教諭、助教諭、講師のみ
- (2) やむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会（免許管理者）がやむを得ないと認めるものを含む）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること
 - ② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
 - ③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること
 - ④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること（科目等履修生は除く）
 - ⑤ 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること
 - ⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること
- (3) 10年以内に免許状の授与を受けている場合
下記の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと
 - ② 修了確認期限が、普通免許状及び特別免許状^(※)を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること

※ ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれる。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではない。

(1)、(2)①～④・⑥については、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に該当していることが必要。

※ 東日本大震災に伴う修了確認期間の特例

- ・ 東日本大震災に被災している等により免許状更新講習の受講が困難な場合については、地震等により交通が困難な場合又は免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があることにより、必要に応じ、修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うことにより修了確認期限の延期ができる。
- ・ 上記の場合には、延期前の受講期間中に既に更新講習の一部を受講し、履修認定を受けている場合は、当該認定を受けた日から延期後の修了確認期限までの期間を、更新講習修了確認期間とする特例が措置されている。

(参考)「東日本大震災に伴う旧免許状所持現職教員の更新講習修了確認期間の特例に関する省令の施行について」(平成 23 年 7 月 26 日付け通知)

【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1308771.htm